明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

政令第百十五号

酒税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、並びに酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項及び第七項、第十六条第一項、第十九条第一項並びに第二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　輸出するために清酒を製造しようとする者にあつては、その旨

第十二条第二項中「破産者で復権を得ていない」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない」に改める。

第十二条の二中「第七条第三項第七号」を「第七条第三項第八号」に改める。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

（法第七条第七項に規定する政令で定める規定）

第十二条の四　法第七条第七項に規定する政令で定める規定は、第十二条の二第一号（清酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定とする。

第十四条第二項中「破産者で復権を得ていない」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない」に改める。

第十五条第一項第三号中「第六号」を「第七号」に改める。

第十八条の見出し中「相続」を「相続等」に改め、同条第一項中「より」を「より」に、「又は酒類販売業者」を「若しくは酒類販売業者（以下この項において「酒類製造者等」という。）」に、「場合」を「場合又は酒類製造者等（個人に限る。）が酒類の製造免許若しくは酒母若しくはもろみの製造免許に係る製造業若しくは酒類の販売業免許に係る販売業の全部の譲渡（以下この条において「事業譲渡」という。）を行つた場合」に、「は、当該相続」を「又は譲受者は、当該相続又は事業譲渡」に改め、同項第二号中「同じ。）」の下に「又は譲渡者」を加え、同項第六号中「相続」の下に「又は事業譲渡」を加え、同項第七号中「他に」を「相続の場合であつて他に」に改め、同条第二項中「には、」を「には、相続の場合にあつては」に、「書面を」を「書面（以下この項において「誓約書」という。）を、事業譲渡の場合にあつては事業譲渡に関する契約書その他の事業譲渡の事実及び年月日を証する書類の写し並びに誓約書を、それぞれ」に改める。

第三十四条第二項中「（法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第三号中「又は法第二十九条第二項」を削り、同項第五号中「又は仕向地」を削り、同条第三項中「（法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第三号中「又は法第二十九条第二項」を削り、同項第五号中「又は仕向地」を削り、同条第四項中「（法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第一号中「（当該書類を税関長に提出する者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を削る。

第三十六条を次のように改める。

（輸出免税）

第三十六条　法第二十九条第一項に規定する酒類製造者は、当該酒類につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

一　次号に掲げる場合以外の場合　当該酒類が輸出のため外国航路若しくは外国航空路に就航する船舶若しくは航空機に積み込まれたことを当該輸出港の所轄税関長が証明した書類、当該事実を当該輸出の許可をした税関長が当該書類に基づいて証明した書類、当該酒類が外国に陸揚げされたことを証明した書類又はこれらに代わるべき書類で財務省令で定めるものに基づいて、次に掲げる事項を帳簿に記載する方法

イ　当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

ロ　輸出の年月日及び仕向地

ハ　輸出港の所轄税関

ニ　当該酒類の輸出をした者が当該酒類の酒類製造者以外の者であるときは、当該輸出をした者の住所及び氏名又は名称

ホ　その他参考となるべき事項

二　当該酒類を輸出する前に災害その他やむを得ない事情により亡失した場合　その亡失の場所の最寄りの税務署又は税関の税務署長又は税関長から交付を受けた亡失証明書に基づいて、次項第二号から第四号までに掲げる事項を帳簿に記載する方法

2　前項第二号の亡失証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を同号に規定する税務署長又は税関長に提出しなければならない。

一　提出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号（当該書類を税関長に提出する者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二　亡失の年月日、時刻、場所及び原因

三　亡失した酒類の税率の適用区分、当該区分ごとの数量、移出をした年月日、移出先並びに移出をした製造場の所在地及び名称

四　その他参考となるべき事項

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項の改正規定、第十二条の二の改正規定、第十二条の三の次に一条を加える改正規定及び第十五条第一項第三号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

（酒税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

2　酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第四号中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。

附則第二条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十八年九月三十日」を「令和八年九月三十日」に改め、同条第三項中「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改め、同条第四項中「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

たばこ税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十六号

たばこ税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、並びにたばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十条第四項及び第十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。